

(別紙)

輸入青果物検疫要綱

(目的及び定義)

第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。)に基づく輸入青果物の検疫を齊一かつ円滑に実施するため、この要綱を定める。

2 この要綱で「青果物」とは、種苗以外の用に供する目的で輸入される生果実(くり、ぎんなんを含む。)及び生野菜をいう。

3 この要綱で「輸入」とは、本船からはしけ、機帆船、陸揚場等への卸下若しくは内航船への積替え又は航空機から飛行場内への卸下をいう。

ただし、「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」(昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。)及び「航空コンテナ積替確認実施要領」(昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達。)の規定による積替えのための一時卸下を除くものとする。

4 この要綱は、貨物として輸入される青果物について適用する

ものとし、携帯品及び郵便物として輸入される青果物については、必要に応じて準用するものとする。

5 コンテナによつて海上輸送される輸入青果物の検疫は、この要綱に定めるもののほか海上コンテナ要領に基づき実施するものとする。

6 特定重要病害虫(「特定重要病害虫検疫要綱」(昭和53年12月4日付け53農蚕第8308号農蚕園芸局長通達。以下「特重要綱」という)第2第1項に規定するものをいう。以下、同じ。)が寄生するおそれのある輸入青果物の検疫に当たつては、この要綱に定めるもののほか、特重要綱に基づき実施するものとする。

(検査申請書の提出)

第2 規則第10条の規定による検査申請書(規則第4号様式)の提出は、本船の入港又は航空機の着陸後、遅滞なく当該港(飛行場を含む。以下同じ。)において輸入青果物の検疫を担当する植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)の植物防疫官に対し、行わせるものとする。

2 植物防疫官は、前項の申請書に輸出国の政府機関が発行する検査証明書又はその写を添付させるものとし、必要と認める場合は、更に送り状、船荷証券、積荷目録又は航空貨物運

送状等を添付させるものとする。

(輸入の届出業務等の委任)

第3 植物防疫官は、青果物を輸入した者(以下「輸入者」という。)が、法第8条第1項若しくは第3項の規定による検査(以下「検査」という。)の申請、規則第12条の規定による措置又は法第9条第1項の規定による消毒等の業務を他の者に委任する場合(委任を受けた者を以下「管理者」という。)には、輸入者に当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。

(検査の通知)

第4 植物防疫官は、第2第1項の検査申請書を受理したときは、規則第11条の規定に基づき、輸入者又は管理者に対し、速やかに、検査を行う期日及び場所を通知しなければならない。

(検査の時期)

第5 検査は、輸入後遅滞なく実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めた場合にあっては、法第8条第3項の規定に基づく検査を行うことができる。

(検査の場所)

第6 検査を行う場所は、当該青果物が輸入された規則第6条第1項第1号に掲げる港の港域(港則法施行令(昭和40年政令第219号)別表第1に掲げる港の区域をいう。)内若しくは

港頭地域(植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下第13を除き同じ。)が定めて公表した区域をいう。)内又は同項第2号に掲げる飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。

(検査の立会等)

第7 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき、輸入者又は管理者を検査に立ち会わせ、当該青果物の運搬、荷解、荷造りその他の措置を行わせることができる。

(検査数量及び方法)

第8 検査は原則として、当該青果物の生産国、種類、生産国における消毒の有無・方法、輸出者、輸入者、輸出港及び輸入港(以下「検査単位」という。)別に、規程別表第1に掲げる数量について、切開、切断、はく皮等の方法をもつて行うものとし、必要に応じてペールマン検査等の精密検査を行うものとする。

ただし、同一種類であつても、色、形態により明らかに区別され、かつ、別々の梱包になつているものは異なる検査単位として扱うものとする。

(合格基準)

第9 検査の結果、当該青果物が規程第2条の各号に該当すると認められたときは、これを合格とする。

(不合格の通知)

第10 植物防疫官は、検査の結果当該青果物が規程第2条の各号の一に該当しないと認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定に基づき、自ら当該青果物を消毒（くん蒸、選別、除去等の措置をいう。第2項を除き、以下同じ。）若しくは廃棄（焼却、埋没等の措置をいう。以下同じ。）し、又は輸入者若しくは管理者に消毒若しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、当該青果物に土が付着し、若しくは混入している場合又は規則別表1に掲げる輸入禁止植物が混入している場合であつて、その除去又は選別が容易であり、かつ、監督及び取締上支障がないと認められるときは、当該青果物の消毒（除去又は選別の措置に限る。）を命ずることができる。

3 植物防疫官は、第1項の規定により輸入者又は管理者に消毒又は廃棄を命じた場合において、当該輸入者又は管理者から要求があつたときは、規則第22条の規定に基づき、消毒又は廃棄命令書（規則第11号様式）を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄計画書の提出）

第11 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において、輸入者又は管理者に消毒又は廃棄の実施に先立つて、消毒計画書（別記様式1又は2）又は廃棄計画書（別記様式3）を2部提出させ、その適否について認定するものとする。

る。

（消毒方法等の基準）

第12 第10の規定による消毒は、別表1に掲げる基準に適合した方法により行い、又は行わせなければならない。ただし、植物防疫官は、当該青果物の消毒方法が別表1に掲げる基準に該当しないものであつて、輸入者から薬害の発生の可能性について了解の上で消毒を実施したい旨書面による申し出があつたときは、これを認めることができる。

2 前項ただし書において植物防疫官が認めることができる消毒方法は次に掲げる各号のすべてに該当し、かつ、当該青果物に薬害が生じる可能性が低いと認められるもの及び当該青果物に寄生する有害動植物を完全に死滅させることができるものとする。

(1) 諸外国及び国内の公的な試験研究機関等が試験し、又は実施している消毒方法であつて、当該青果物及び当該青果物に寄生する有害動植物と同類のものを対象としていること。

(2) くん蒸による方法にあつては、くん蒸に使用する薬剤が規程別表第3に掲げられているものであること。

（消毒を行う場所）

第13 第10の規定による消毒を行う場所は、当該青果物を検査した港の港頭地域内又は飛行場内の植物防疫官が指定する場所

とする。ただし、輸入者又は管理者から上記の港頭地域及び飛行場以外の場所に輸送して消毒を実施したい旨の輸送後消毒申請書（別記様式4）の提出があつた場合において、次の各号のすべて（ただし、規則第6条第1項第1号に掲げる港に輸送する場合は第5号を除く。）に該当し、かつ、その取締りが可能であると認められるときは、植物防疫官は、植物防疫所長（規則第6条第1項第1号に掲げる港に輸送する場合は、支所長及び出張所長を含む。）の許可を得て、これを承認することができる。

- (1) 輸送は原則として水路により行われること。
- (2) 輸送中に有害動物又は有害植物の分散を防止する措置がとられること。
- (3) 着地において消毒を行う倉庫等の施設又は場所が消毒の効果をも十分に確保するものであること。
- (4) 消毒を実施するものが、消毒についての技術を有し、責任をもつて当該消毒を実施すると認められること。
- (5) 当該青果物に寄生している有害動物又は有害植物は特定重要病害虫ではないこと。

2 植物防疫官は、輸入者又は管理者に対し、当該青果物の運搬に使用した船車等及び荷役場所につき、有害動物又は有害植物の分散防止のため薬剤散布等の措置を行わせる場合にあつては

別表2に掲げる基準によるものとする。

- 3 輸入者又は管理者から当該青果物が検査された港域、港頭地域又は飛行場から他の港頭地域又は飛行場へ陸路輸送して消毒を実施したい旨の申し出があつた場合には、「消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領」（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の規定によるものとする。

（不合格青果物の積戻し）

第14 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じた青果物について、輸入者又は管理者から積戻許可申請書（別記様式5）の提出があつた場合において、監督及び取締上適当であると認めるときは、第10第1項の規定にかかわらず、これを許可することができる。

- 2 前項の場合において、有害動物若しくは有害植物又は土等の分散防止等監督及び取締上必要と認める範囲内で条件を付することができる。
- 3 前項の条件は、別表2に掲げる基準に基づき定めるものとする。
- 4 植物防疫官は、第1項の規定による許可をした場合は、その積戻しの事実を確認するものとする。ただし、関税法（昭和29年法律第61号）第75条において準用する同法第67

条に基づく積戻申告書の写の提出があつた場合はこの限りでない。

(消毒又は廃棄の立会い)

第15 植物防疫官は、第10の規定により消毒又は廃棄を命じたときは、輸入者又は管理者が消毒又は廃棄を実施する際これに立会うものとする。

(危害防止)

第16 植物防疫官は、くん蒸による消毒を命じたときは、「植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱」(昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達)に基づき、輸入者、管理者又はくん蒸者を指導するものとする。

(消毒実施の報告)

第17 植物防疫官は、輸入者又は管理者が消毒を実施したときは、その旨を報告させるものとする。

2 前項の場合において、選別(除去を含む。)を実施した場合は、選別(除去)実施報告書(別記様式6)を提出させるものとする。

(選別(除去)効果の確認)

第18 植物防疫官は、第17第2項の規定により選別(除去)実施報告書の提出があつたときは、その効果について確認を行うものとする。

2 植物防疫官は、前項の確認の結果、なお選別(除去)効果が不十分であると認めるときは、輸入者又は管理者に対し、再度選別若しくは除去又は廃棄を行わせるものとする。

(廃棄又はき損証明)

第19 植物防疫官は、青果物を廃棄し、若しくは積戻し、又は消毒により著しくき損した場合(第12第1項のただし書きを適用した場合を除く。)において、輸入者又は管理者の要求があつたときは、処分証明書(規則第9号様式)を交付しなければならない。

(輸入認可証明書の交付)

第20 植物防疫官は、輸入者又は管理者から輸入認可証明書を発給してもらいたい旨の申し出があり、次の各号の一に該当するときは、青果物輸入認可証明書(別記様式7の(イ))を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印(別記様式7の(ロ))を押印した第2の検査申請書の写しをもつて青果物輸入認可証明書に替えることができる。

(1) 第10の規定により消毒を命じた場合で、植物防疫官が消毒計画書を承認した場合

(2) 第13ただし書の場所において消毒を行う場合で、植物防疫官が輸送後消毒申請書を承認した場合

(業務の移管)

第 21 植物防疫官は、自己の所属する植物防疫所以外の植物防疫所が検疫を管轄する場所において、消毒又は廃棄を命ずる場合は、あらかじめ当該植物防疫所に当該青果物についての関係書類を一括送付するものとする。

（合格の証明）

第 22 植物防疫官は、第 9 の規定により当該青果物を合格としたときは、法第 9 条第 4 項及び規則第 19 条の規定に基づき合格した旨の証明をしなければならない。

別記様式1 (第11関係)

消毒(くん蒸)計画書

No. 年 月 日

植物防疫官 殿

住所氏名 印

月 日 港入港 丸(号)積青果物は、検査の結果
不合格となりましたが、下記により消毒したいので承認願います。

- 記 数量
- 1 品名
- 2 消毒の方法
- 3 消毒の場所
- 4 消毒の予定日等

倉庫 番号	倉庫 内容積	数 量		収容比	単位 薬量	投薬量	投薬時 庫内温	投薬時 日時	開放 日時	備考
		梱数	重量							

- 5 消毒の実施者
- 6 輸送材料・荷役場所の消毒
- 消毒品目
- 消毒場所
- 消毒方法

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により消毒を実施されたい。
年 月 日
植物防疫官 印

別記様式2 (第11関係)

消毒(選別・除去)計画書

No. 年 月 日

植物防疫官 殿

住所氏名 印

年 月 日 港入港 丸(号)積 は
輸入検査の結果、不合格となりましたが、下記により有害植物がないものを
消毒しますので承認願います。

なお、有害植物の付着した青果物は選別検査終了後、直ちに廃棄計画書を
提出し、植物防疫官の承認を得て廃棄を実施します。

- 記 数量
- 1 品名
- 2 消毒を命令された荷口の詳細
(ブランド、数量等)
- 3 輸入者
- 4 消毒を行う場所
- 5 消毒を行う期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 6 消毒実施責任者
- 7 消毒後病青果物の保管場所

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により消毒を実施されたい。
年 月 日
植物防疫官 印

別記様式3 (第11関係)

No. _____

廃棄計画書

植物防疫官 殿

住所
氏名

年 月 日

港入港 丸(号)積 是、
検査の結果廃棄を命じられましたが、下記計画のとおり廃棄したいので承
認願います。

記

1 種類・名称

2 廃棄数量

3 輸入者

4 廃棄の方法

5 廃棄を実施する場所

6 廃棄を開始する期日及び終了する期日
自 年 月 日 至 年 月 日

7 廃棄実施責任者

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により廃棄を実施されたい。

年 月 日

植物防疫官 印

別記様式4 (第13関係)

No. _____

輸送後消毒申請書

植物防疫官 殿

住所
氏名

年 月 日

月 日 港入港 丸(号)積青果物は、下記により輸送し
て消毒したいので申請します。

記

1 品名 数量

2 輸送期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 輸送に使用する船車等の名称

4 輸送責任者

5 有害動物又は有害植物の分散防止方法

6 輸送用船車等の消毒方法

7 青果物の消毒方法

8 消毒場所

9 消毒実施者

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記の計画により実施されたい。なお、輸送後の消毒場所を管轄する
植物防疫所に消毒計画書を提出して、計画の認定を受けること。

年 月 日

植物防疫官 印

別記様式5 (第14関係)

積戻許可申請書

植物防疫官 殿

住所
氏名

印

月 日 港入港 丸(号)積青果物は、輸入検査の結果不合格となりましたが、下記計画により積戻を実施したいので、許可願
いたく申請します。

記
数量

- 1 品名
- 2 輸入者名
- 3 積戻をする船舶又は航空機名
- 4 積戻予定月日
- 5 積戻までの保管場所

不合格の通知	月 日
接 受 者 名	

上記積戻計画について
年 月 日

を条件にこれを許可する。

植物防疫官

印

別記様式6 (第17関係)

選別(除去)実施報告書

植物防疫官 殿

住所
氏名

印

月 日 港入港 丸(号)積青果物の選別(除去)
を下記のとおり終了しましたので報告します。

記

- 1 品名 輸入数量
- 2 選別実施数量
- 3 廃棄免除申請数量
- 4 廃棄数量

別記様式7 (第20関係)

(イ)

青果物輸入認可証明書

No. _____

年 月 日

植物防疫(事務)所

植物防疫官

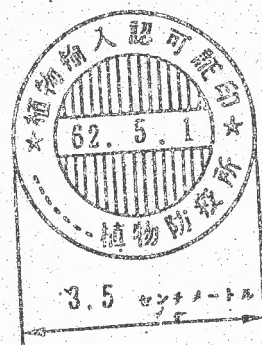
印

下記青果物は、植物防疫法による輸入検査を終了し、
輸入認可したことを証明する。

記

- 1 積載船(機)名
- 2 種類・名称
- 3 輸送方法の区別
- 4 数量
- 5 検査年月日
- 6 発送人住所氏名
- 7 荷受人住所氏名

(ロ)



備考

- (1)の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入する。
- (2) 数字は、検査月日を表すものとする。

別表 1 (第12関係)

1 青酸ガスによる消毒方法の基準

有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要
青果物の表面に付着するかいがらむし、あぶらむし、あざみうま、こなじらみ等の有害動物	倉庫（海上コンテナを含む。）くん蒸	液体青酸 1.8g/m ³ (10～20℃) 苛性ソーダ 10.8g/m ³ (10～20℃) 5.4g/m ³ (20℃以上)	30分	Ⅷ 級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12に定めるコンテナに限る。)	(1) コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。 (2) 青果物の表面に水分のある場合及び葉菜類に対しては、薬害について注意すること。 (3) ガス濃度を15分以内に均一にできる攪はん機を使用すること。 (4) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。

2 臭化メチルによる消毒方法の基準

有害動物の種類	方 法	薬 量	時 間	倉庫の等級	摘 要	備 考
かんきつ類、なし、りんごに付着又は食入する有害動物	倉庫（海上コンテナを含む。）くん蒸	48.5g/m ³ (5℃以上) 40.5g/m ³ (10℃ ") 32.5g/m ³ (15℃ ") 24.5g/m ³ (20℃ ") 16.0g/m ³ (25℃ ")	2時間	Ⅷ 級 (海上コンテナについては「海上コンテナ要領」第12に定めるコンテナに限る。)	(1) コンテナくん蒸を実施する場合は、通気性の良好な積付けであること。	輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
くり、ざんなんに付着又は食入する有害動物		40.5g/m ³	4時間		(2) ガス濃度を40分以内に均一にできる攪はん機を使用すること。	これら以外の青果物の場合は、輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
さやえんどう、キャベツ、たまねぎ、かぼちゃ、キーウイフルーツ、ざくろに付着又は食入する有害動物		48.5g/m ³	3時間		(3) くん蒸後すみやかにガスを排出する装置を使用すること。	しょうがについては、輸入者から要綱第12による書面が得られていること。
にんにく（鱗茎）、しょうが（根茎）に付着又は食入する有害動物		32.5g/m ³ (20℃以上) 48.5g/m ³ (20℃未満) (これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は、48.5g/m ³ ・3時間)	2時間			
わけぎ（鱗茎）、にら（鱗茎）に付着又は、食入する有害動物		32.5g/m ³ (これら以外の青果物と同時にくん蒸する場合は、48.5g/m ³ ・3時間)	2時間			

3 選別による消毒方法の基準

有害植物の種類	選別程度	摘 要
青果物に付着する有害植物 (植物防疫法施行規則別表1に掲げる病菌を除く。)	り病青果物がなくなるまで選別	選別したり病青果物は廃棄すること。

別表 2 (第13関係)

分散防止のための薬剤散布等の基準

有害動物又は有害植物の種類	処 理	摘 要
青果物の荷役場所、はしけ、 トラック等に付着する有害動物 又は有害植物	次に掲げる方法のうちいずれかの方法による。 (1) 除虫菊剤(ピレトリン0.08%, ピペロニルブトキシサイド1.2%含有のもの)を1m ² 当たり5g以上散布 (2) マラソン剤(ジメチルジカルベトキシエチルジチオフオスフェート1.5%含有のもの)を1m ² 当たり5g以上散布 (3) 除虫菊乳剤(ピレトリン4%, ピペロニルブトキシサイド40%含有のもの)の40倍液を1m ² 当たり100cm ³ 以上散布 (4) 清掃後焼却又はくん蒸	